

国民健康保険料

63年度の料率は 据え置きに

保険料の料率 引き上げに歯止め

今年度の正式な国民健康保険料が決まりました。これを「保険料の「精算課課」といいます。保険料は、前年分の所得や固定資産税などを「賦課基準額」として算出します。今年度は、国民健康保険（国保）財政の支えとなる黒字が見込まれているため、今まで引き上げが続いていた料率を、昨年に引き上げることになりました。

医療費の増大に伴い、過去三年間、大幅な料率の引き上げを行ってきた。しかし、今年度は、国民健康保険財政の支えとなる黒字が見込まれるため、保険料の料率を据え置くことが決まりました。

料率の中で均等割や平等割は、千円未満を切り捨てた後、納入年額も百円未満の端数があるときは、切り捨てたままです。このほか、保険料算出の基礎となる所得の基礎控除額も二万円増額され、二十八万円になりました。

また、保険料の一世帯当たりの最高限度額は、四十万円（前年度は三十九万円）になりました。

各世帯の保険料は、一括して算出されますので、加入者が何人いても、世帯ごとに納付額が決まります。

保険料は七月から 精算額で

今年度の保険料は、加入者の人数および前年分の所得や固定資産税額をもとに、七月に決定した料率で決まります。料率は、上の表のとおりで、これら四つの合計額が、今年度の保険料になります。前年の所得が決定するまで

世帯主が 納入義務者です

保険料は、世帯主が国民健康保険に加入していないときでも、世帯主が納入義務者となります。したがって、世帯主の名前で納付書が出るようになります。

所得が少ない世帯は 保険料が軽減に

所得が少ない世帯は、保険料が軽減されます。軽減される額や条件などは、右下の表のとおりです。

保険料の軽減

- 前年中の所得が28万円以下の世帯
- 加入者1人につき 10,200円
 - 世帯当たり 13,200円
- 前年中の所得が、世帯主については28万円、他の世帯員については、加入者1人につき21万円ずつ引いていくと、所得がゼロになる世帯
- 加入者1人につき 6,800円
 - 世帯当たり 8,800円

保険料は納期までに 納めよう

保険料の支払いが遅れたり、とどこおたりすると、医療機関から請求された医療費の支払いができなくなったり、保険料が値上げされたりして、国民健康保険の運営まで、おびやかされます。つまり、健康を守ることに支障をきたすことになるのです。

このようなことを防ぐため、保険料は、必ず納期までに納めましょう。納入が遅れている人は、できるだけ早く納めてください。延滞金などがかり、負担が大きくなってしまうかもしれません。もし、事情があって保険料を納められない場合には、納期延長による納入や、分割による納入などもできます。また、災害になった人などは、保険料の減免制度があります。くわしいことは、市役所保健課保険給付係（窓口）番電話 24-1211 内線 137・139（へおたすねく）に相談してください。

国民健康保険料算定の明細

区分	賦課基準	料率	算出額
所得割	円 1,635,000	10.98/100	円 179,523
資産割	円 30,000	35.78/100	円 10,734
均等割	人 4	17,000	円 68,000
平等割	1世帯当たり	円 22,000	円 22,000

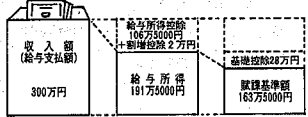
算出年額	条例による減額	限度超過額	異動による調整額
⑦+①+②+④	均等割分 ② 円 平等割分 ④ 円	⑦ 円	② 円
⑤ 円 280,257			

納入年額	前月までに納入すべき額	差引納入額	精算後の納入額
⑤-②-④-⑦+②	円 66,000	円 214,200	7月 円 23,800 8月からの月額 円 23,800
⑤ 円 280,200			

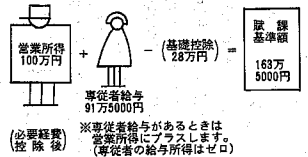
賦課基準額の計算例

加入者ごとに賦課基準額を求め、合算したものが、世帯当たりの賦課基準額となります。

■給与所得 (給与収入額300万円の場合)



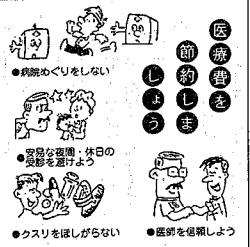
■営業所得の場合 (営業所得100万円、専従者給与がある場合)



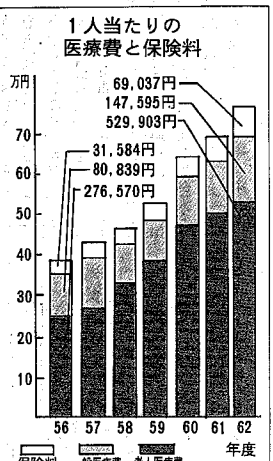
国民健康保険料の計算例

右上の表に掲げた例は、国民健康保険に4人加入している場合で、昭和62年中の4人の合計所得が191万5000円、63年度の固定資産税額が3万円という世帯のものです。それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合計して出てきた年間の保険料が28万257円、この額の100円未満の端数を切り捨てた28万200円が納入金額となります。さらに、4月から6月の3か月で、6万6000円納めていますので、この額を差し引いた残りの21万4200円を9か月で割ったものが、精算後の月額保険料となります（月額で100円未満の端数は7月分に合算します）。

なお、保険料についてのくわしいことは、市役所保健課保険給付係（窓口）番電話 24-1211 内線 137・139（へおたすねく）に相談してください。



医療費の増加は 保険料負担の増加



右のグラフは、一人当たりの医療費と保険料の年度別推移を表したものです。昭和六十二年、医療費は、老人一人当たりで約五十三万円、また、老人を除く一般医療費退職者等医療費を含む）では、約十四万八千円となります。これを合わせた一人当たりの医療費は、県内二十市の中で最も多くなっています。

保険料納入は、便利な口座振替で。保険料の口座振替を希望される人は、市内の金融機関で手続きをしてください。手続きには、預金通帳と印鑑、そして保険証または領収書が必要になります。

退職者等医療制度 該当者は届出を

昭和五十九年の十月から「退職者等医療制度」が実施されています。この制度に該当する人は、次のすべての要件を満たす人とその家族です。・国民健康保険に加入している人

・老人保健法の適用を受けていない人
・被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給者で、年金の加入期間が二十年以上、または四十歳以後の期間が十年以上の人（国民年金は、対象になりません）

お買物、ご用命は市内で

靴なら何でも揃うイザワ

旧市役所の前

TEL 22 0625

*あらく楽しさを
お届けする—*

ニキビ・シミ・肌アレでお悩みの方に

フコフイル 新津美顔教室

ご相談、ご指導は無料です。

費用は、お手入れに必要な化粧品（1品1,000円～2,300円）とテキスト1冊をそろえるだけ！

〒956 新潟県新津市本町3丁目3053-17

TEL 0250-22-2011

◆営業時間 AM11:00～PM7:00 ◆休日 日曜・祭日

※新津商工会議所となり

お買物、ご用命は市内で

＝新製品好評発売＝

日本海名産 甘じり

北国小僧 登録商標

にいつ 式サカヤ

日本海でとれた新鮮な甘じりをパイに折込んだ風味豊かなパイのお菓子です。カルシュームのたっぷり入ったパリッとした日本海の風味をご賞味下さい。

本町2 ☎22-0112